

公立大学法人滋賀県立大学法人の求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針

第1 趣旨

この指針は、求職者等が、意に反する性的な言動により求職活動等を阻害されることのないよう、事業主として必要な措置を講じると共に、職員および求職者等に対して周知・啓発することを目的とする。

第2 定義等

(1) 求職者等

本法人の実施する職員の採用に係る活動に参加する者をいう。

(2) 求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動をいう。

(3) 職員

本法人が雇用する者および委託または派遣等により本法人において就労する者をいう。

(4) 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

(5) 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの内容としては、以下のような典型的な例が考えられるが、これらに限られるものではない。（「ハラスメントの防止等のために公立大学法人滋賀県立大学役員および職員が認識すべき事項についての指針」に記載するセクシュアル・ハラスメントとなりうる言動も参照）

- ・職員が求職者等に対し面接等で性的な事実関係を尋ね、当該求職者等が苦痛に感じて求職活動等が妨げられる。

- ・職員が必要なく求職者等の身体に触り、当該求職者等が苦痛に感じて求職活動等の意欲が低下する。

- ・職員が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じて求職活動等の意欲が低下する。

第3 基本方針

本法人では、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、懲戒処分を行う等、厳正に対処する。また、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について職員に周知・啓発を行う。

第4 求職活動等に関するルール

本法人では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発する。

- ・公募する採用試験または採用選考における手続き以外で、職員と求職者等が個別に面談の場を設けることは行わない。
- ・上記の手続きによる面談は、原則として複数名の職員で対応するものとし、やむを得ず一対一となる場合にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止する。
- ・職員個人と求職者等が個人のSNS、メール等で連絡することを禁止し、本法人からの連絡は、本法人が管理するメールアドレスによるものに限る。

第5 相談窓口

- (1) 求職者等からの相談に対応するための窓口は、事務局総務課とする。
- (2) 本法人は、相談窓口のハラスメント対策担当者が、相談の内容や状況に応じ適切に対応し、相談者等のプライバシーを保護するため、適宜必要な研修を行う。

第6 事後対応

- (1) 本法人は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努め、改めて本方針を周知・啓発する。
- (2) 本法人は、求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントが生じた事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置および行為者に対する適正な措置を行う。

第7 不利益取扱いの禁止

- (1) 本法人は、求職者等がセクシュアル・ハラスメントに係る相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行わないものとする。
- (2) 本法人は、職員が事実関係の確認等、事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求めもしくは調停の申請を行ったこと、または調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行わないものとする。